第一項の表成田ＶＯＲの項中「平成27年10月15日から平成28年３月２日まで供用休止」を「平成28年３月３日から供用再開」に改め、同表芝山ＶＯＲの項を削る。

第三項の表新千歳０１ＲＩＬＳの項の次に次のように加える。

新千歳19ＬＩＬＳ	上欄に同じ	新千歳空港内	ローカライザー	109.354	10	182°	ＩＣＭ	24時間	平成28年3月31日	カテゴリーⅠ	3.0°
				109.346	10						
			グライドスロープ	331.854	2						
				331.846	0.2						
			ＤＭＥ	1,117	100						

第三項の表広島ＩＬＳの項中「097°」を「098°」に改める。

第四項の表成田ＤＭＥの項中「平成27年10月15日から平成28年３月２日まで供用休止」を「平成28年３月３日から供用再開」に改め、同表芝山ＤＭＥの項を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三項の表新千歳０１ＲＩＬＳの項の次に一項を加える改正規定及び同表広島ＩＬＳの項の改正規定は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

○国土交通省告示第四百六十一号

関西国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　新関西国際空港株式会社　大阪府泉佐野市泉州空港北一番地

二　空港の名称及び位置　関西国際空港　大阪府泉南郡田尻町

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十六年国土交通省告示第百九号を参照）

イ　誘導路

延長　二万千三百七十六メートル

ロ　エプロン

面積　百二十二万四千二百五十一平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十八年三月三十一日

○国土交通省告示第四百六十二号

東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　東京国際空港　東京都大田区

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十七年国土交通省告示第千四号を参照）

エプロン

面積　二百七十六万五千五百五十八平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十八年三月三十一日

○国土交通省告示第四百六十三号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第六項及び第九十六条の二第三項並びに航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき、航空法第九十六条の二第一項及び第二項（航空法第九十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三日　　国土交通大臣　石井　啓一

本則中「、第九十六条の二第三項及び」を「及び第九十六条の二第三項並びに」に改める。

別表第二能登情報圏の項中「能登空港・航空路監視レーダー事務所」を「中部空港事務所」に改め、同表種子島情報圏の項中「種子島空港出張所」を「鹿児島空港事務所」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百六十四号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第六項の規定に基づき、空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三日　　国土交通大臣　石井　啓一

表種子島空港出張所の項及び能登空港・航空路監視レーダー事務所の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百六十五号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の二第二項の規定に基づき、航空情報を提供する場所等を定める告示（昭和三十七年運輸省告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三日　　国土交通大臣　石井　啓一

別表第二能登空港・航空路監視レーダー事務所の項及び種子島空港出張所の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百六十六号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の規定に基づき、航空機の位置通報点に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三日　　国土交通大臣　石井　啓一

第一表中

美保ＶＯＲ	
美保タカン	Ｎ35°32′Ｅ133°06′

を

美保タカン	Ｎ35°32′Ｅ133°06′

に

改め、同表信太ＶＯＲの項を削り、同表中

玖珂ＶＯＲ	
玖珂タカン	Ｎ34°05′Ｅ132°09′

を

玖珂タカン	

に

改め、同表大分ＶＯＲの項を削り、同表中

奄美ＶＯＲ	
奄美タカン	Ｎ28°27′Ｅ129°35′

を

奄美タカン	Ｎ28°27′Ｅ129°35′

に改め、同表大分ＶＯＲの項を削り、同表中

玖珂ＶＯＲ	
玖珂タカン	Ｎ34°05′Ｅ132°09′

を

玖珂タカン	Ｎ34°05′Ｅ132°09′

に改め、同表大分ＶＯＲの項を削り、同表中

奄美ＶＯＲ	
奄美タカン	Ｎ28°27′Ｅ129°35′

を

奄美タカン	Ｎ28°27′Ｅ129°35′

に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年三月三十一日から施行する。